

新年のご挨拶



「市民の司法」の さらなる充実のために

東京弁護士会会長 柳瀬 康治

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、希望と期待をもって新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。また、常日頃、会務にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、2006年は、新しい司法制度の一環である日本司法支援センターと刑事被疑者弁護制度がいよいよ始まる年であります。弁護士会は、昨年を司法改革の実行の年と位置づけて、日本司法支援センターの準備への協力と刑事被疑者弁護制度への対応態勢の構築に向けて、取り組んで参りましたが、その制度が本年から始まるわけであります。

日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき本年4月に独立法人としてスタートし、10月から市民に様々な情報提供事業、民事法律扶助事業、犯罪被害者支援事業、そして国選弁護関連業務を行なうこととなりますが、市民の司法へのアクセスとして極めて大きな役割を果たすこととなります。弁護士会としても、会員を役員やスタッフとして送り出すとともに、その事業を全面的にバックアップして参りたいと思っております。

次に、刑事被疑者弁護制度は弁護士会の長年の念願

であり、ようやく本年10月より法廷合議事件に限定して、開始されるわけではありますが、我々弁護士の出発点とも言うべき刑事弁護を充実させ、被疑者、被告人の弁護権を一貫して保障していくことが必要であります。2009年の被疑者弁護制度の全面的な実施に向けて万全な対応態勢を構築すべく取り組んで参ります。

本年は、このほかにも、裁判員制度の実施に向けた準備や国民の理解を得るための活動、労働審判の開始に伴う研修の充実、各種ADRへの援助や協力などの司法改革課題を実行していきます。

こうした司法改革の課題への取り組みとともに、日々生起する様々な人権問題への取り組みを強化していくこと、種々の法制度についての提言を行なうことが、弁護士会の使命であり、今年も昨年より引き続き、共謀罪制定阻止や少年法改正問題、さらには通常国会に提出されると思われる人権擁護法案について、人権や少年司法の視点から積極的な活動を展開していくことが必要であると考えております。

本年は、憲法改正問題やその手続法である国民投票法は、極めて重要局面を迎えると思われませんが、弁護士会は法律専門家の集団として公共的職務を担う者の

職業的良心に基づいて、立憲主義的理念や現行憲法の基本原理である国民主権主義、平和主義、人権尊重主義に立脚して、客観的に調査・研究し、問題点を提言して、憲法改正問題を考えるうえでの手がかりを国民に広く提供することが責務であると考えます。

こうした様々な問題に対する対応の中で、東京弁護士会は、会員とともに、市民の人権の擁護、市民の司法の構築にむけて、たゆまざる努力を傾注して参らなければならないと決意を新たにしております。

そうした弁護士会の活動を支える会員のために、弁護士会の役割の重要な課題として、会員サービスの充実があげられます。様々な研修制度の充実に加え、昨年、企画いたしました弁護士紹介制度について、関連委員会の意見を聞きつつ、開始のための検討を急ぐ所存であります。また、若手会員、新入会員へ会務に関心を持ってもらうための企画を、より多く今年も実行していきたいと思っておりますので、会員の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

年頭に当たり、皆様のご多幸を心よりお祈り申し上げます。また、新年のご挨拶とさせていただきます。

A HAPPY
NEW YEAR 2006